

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）に付します。

令和 6 年 4 月 17 日

収支等命令者

佐賀県有明水産振興センター所長 中島 則久

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 契約名 | 令和 6 年度有明海水産資源回復技術確立事業 キートセロス・ネオグラシーレの単価契約 |
| (2) 規格の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約日から令和 7 年 3 月 31 日 |
| (4) 履行場所 | 佐賀県有明水産振興センター（佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2） |

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日から当該案件の公告日までに、国(独立行政法人を含む)、県等の官公庁が発注した、大量の餌料用濃縮珪藻「キートセロス・ネオグラシーレ」を受注（1 億～5 億細胞/ml の濃度で月間 40L 以上）し、かつ、これらをすべて誠実に納品した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

- で暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当

〒849-0313 佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2

佐賀県有明水産振興センター 総務課 八坂（資源研究担当 神崎）

電話 0952-66-2000 FAX 0952-66-4443

(2) 仕様書等の入手方法

令和6年4月17日（水）から令和6年5月7日（火）まで、佐賀県のホームページから入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札参加資格の確認

- ① 入札に参加しようとする者（以下、「入札者」という）は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に、次のアおよびイを添付のうえ、3（1）の担当者に持参（令和6年4月24日（水）午後5時まで）、又は書留により郵送（令和6年4月24日（水）午後5時までに当センターに必着）してください。

ア 営業概要書(様式第2号)

イ 同種販売実績調書(様式第3号)

- ② 期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。
- ③ 提出があった関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 提出された資料は、返却しません。なお、提出された資料を当該業務に関する目的以外に使用することはありません。
- ⑤ 入札参加資格の確認結果は、令和6年4月30日(火)までに通知します。また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を令和6年5月9日（木）までに3の担当課に書面で請求することができます。

(5) 入札者の参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

- ① 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。

- ③ その他本契約に着手し、又は本契約を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出の期限、場所及び提出方法

- ① 期 限 令和6年5月7日(火) 午後5時
② 場 所 佐賀県有明水産振興センター：上記3(1)の部署
③ 提出方法 上記3(1)の部署に郵送(書留郵便)すること。

なお、到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

また、「令和6年度キートセロス・ネオグラシーレの単価契約に係る入札書
在中」と朱書きすること。

(7) 開札の日時並びに場所

- ① 日 時 令和6年5月8日(水) 午前10時～
② 場 所 佐賀県有明水産振興センター 2階研修室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

② 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 契約条項を示す場所

3(1)に同じ。

(3) 入札の方法に関する事項

入札金額は、本契約に係る1,000億細胞あたりの単価とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、開札の結果、落札となるべき同価の入札が2者以上の場合、抽選(くじ)で落札者を決定するため、入札書の「くじ番号」の欄に任意の3桁の数字を記入すること。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- ① 参加する資格のない者
② 当該入札について不正行為を行った者
③ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
④ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
⑤ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
⑥ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
⑦ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

- ⑧ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ⑨ 1 人で 2 以上の入札をした者
- ⑩ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（5）入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとします。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ① 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

（6）落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに抽選を実施し、落札者を決定します。なお、抽選の方法については、別添に示す「同価抽選の方法」により決定します。
- ③ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札日を通知します。
- ④ 入札の実施回数は 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。